

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日

薩摩川内市議会建設水道委員会

委員長 宮 里 兼 実

1 付託の時期

平成 2 7 年第 4 回薩摩川内市議会臨時会（9 月 1 6 日）

2 委員会の開催日

9 月 1 8 日、1 0 月 7 日、8 日、1 1 月 9 日、1 7 日（5 日間）

3 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 1 6 2 号 薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について

本案については、附則に第 3 項として『平成 2 8 年度分の水道料金に限り、改正後の第 6 条の規定の適用については、同条の表中「6 7 7 円」とあるのは「6 2 9 円」と、「1, 3 5 3 円」とあるのは「1, 2 5 7 円」と、「2, 0 3 1 円」とあるのは「1, 8 8 6 円」と、「2, 9 3 3 円」とあるのは「2, 7 2 4 円」と、「5, 1 8 7 円」とあるのは「4, 8 1 9 円」と、「8, 9 0 8 円」とあるのは「8, 2 7 6 円」と、「2 0, 0 7 2 円」とあるのは「1 8, 6 4 8 円」と、「3 5, 4 0 8 円」とあるのは「3 2, 8 9 5 円」と、「7 3 円」とあるのは「6 8 円」と、「1 2 4 円」とあるのは「1 1 5 円」と、「1 6 9 円」とあるのは「1 5 7 円」と、「2 0 4 円」とあるのは「1 8 9 円」と、「4 2 9 円」とあるのは「3 9 8 円」と、「2 2 6 円」とあるのは「2 1 0 円」と、「1, 3 4 3 円」とあるのは「1, 2 4 7 円」とする。』という経過措置を加える修正案を可決すべきものと決定し、次に、修正部分を除く原案について可決すべきものと決定した。

よって、本案は修正可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 1 6 3 号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本案については、附則に第 3 項として『平成 2 8 年度分の水道料金に限り、改正後の第 2 3 条の規定の適用については、同条の表中「6 7 7 円」とあるのは「6 2 9 円」と、「1, 3 5 3 円」とあるのは「1, 2 5 7 円」と、「2, 0 3 1 円」とあるのは「1, 8 8 6 円」と、「2, 9 3 3 円」とあるのは「2, 7 2 4 円」と、「5, 1 8 7 円」とあるのは「4, 8 1 9 円」と、「8, 9 0 8 円」とあるのは「8, 2 7 6 円」と、「2 0, 0 7 2 円」とあるのは「1 8, 6 4 8 円」と、「3 5, 4 0 8 円」とあるのは「3 2, 8 9 5 円」と、「7 3 円」とあるのは「6 8 円」と、「1 2 4 円」とあるのは「1 1 5 円」と、「1 6 9 円」とあるのは「1 5 7 円」と、

「204円」とあるのは「189円」と、「429円」とあるのは「398円」と、「1,343円」とあるのは「1,247円」とする。』という経過措置を加える修正案を可決すべきものと決定し、次に、修正部分を除く原案について可決すべきものと決定した。

よって、本案は修正可決すべきものと決定した。

4 審査の経過

これら2件の議案は、一括して慎重に審査を行った。開催日ごとの委員会の概要は次のとおりである。

- (1) 9月18日の委員会において、議案に関連して当局から、水道料金改定の概要、収入及び費用算定基準等の説明を受けた。

委員会では、水道事業における収益的収支から資本的収支へのキャッシュフローに関して、企業債償還に充当する金額と内部留保資金に充当する金額の抑制の考え方について質疑を行い、当局からは「財政計画上は地方公営企業法に基づき、簡易水道事業の統合に係る起債の元利償還金として一般会計から2分の1を繰り入れるほか、剰余金処分から1億円ほどが減債積立金への積立てとなる。これが企業債に充当される財源となり、不足分には内部留保資金が充てられる。また、平成28年から平成31年までに一挙に企業債を減らすのではなく、返済計画に基づき、計画的に企業債を償還していくこととなる」旨の答弁があった。

また、「今後5年間に集中的に事業が増えることで、料金改定が必要となるが、企業債と内部留保資金に充てる金額を最小限に抑えて、資本的収支に充てられないか」との質問に対し、当局から「この5年が全てではなく、将来にわたってできるだけ料金改定を要しないような財政運営や、経費節減、収入増対策を勘案した事業運営に努める」旨の答弁があった。

なお、この日の委員会では、更なる審査が必要であるとして、向こう5年間の財政収支予定表に反映した数字の根拠、有収率の改善目標、県内の水道料金単価等について、資料の提出を求めることとした。

- (2) 10月7日の委員会では、前回の委員会で提出を求めた資料について、当局から、料金改定の背景として、水道施設の大量更新期を迎えていること、計画的な施設の更新・耐震化と必要な財源の確保等が喫緊の課題であることから、これらの課題解決を図るため、平成28年度に最終年度を迎える現行水道ビジョンの後継計画として、今後10か年における75億円の水道施設事業計画を作成したこと等の説明があった。

その後、市上下水道事業運営審議会での審議状況等に関する質疑があり、当局からは「審議会を4回開催した。審議会では5年間の料金算定期間後に、再度、料金改定をするのかという質問を受け、3年目、4年目の状況を見ながら、将来も安定した運営が続けられるよう水道事業の経営に努める旨の回答をした。また、市の人口減少に伴い、給水収益も落ち込むのではないかとこの質問を受け、人口は減少傾向にあるが、給水人口は年々増加傾向にあるこ

とから、急激な収益の落ち込みは考えていない旨の回答をした」との答弁があった。

さらに、今回の料金改定に対する審議会委員の捉え方に関する質疑があり、当局からは「18.4%の改定については、当初、非常に大きいという印象を持たれたようだが、資料を示して、10トンの使用で230円、15トンの使用で330円の値上げとなるといった金額を見られる中で、改定は仕方がない、納得できるといった意見をもらった」旨の答弁があった。

また、「今回の事業が順調に推移すると、平成32年度には資本的支出に対する財源補てんが、前年度の減価償却費等でまかなえるようになって見込まれ、内部留保資金は増額されていくこととなるが、その時点での料金改定をどのように考えるか」との質問に対して、「平成32年度の内部留保資金の予定残高は5億8,280万円となる見込みであるが、平成25年度とほぼ同程度であることから、今回の料金改定は適正であると考えている。また平成32年度以降の5年間においても、安定した事業運営が可能となることから、その段階での料金改定の可能性は低いと考える」旨の答弁があった。

(3) 10月8日の委員会では、内部留保資金の有効活用等に関する質疑を中心に行ったが、「当局の示す料金改定の必要性も理解するが、市民生活に直結する重要な案件であり、結論を判断するにはまだ審査が必要である」旨の意見が出され、全会一致で継続審査を決定した。

(4) 閉会中の審査となった11月9日の委員会では、水道料金の改定による市内経済や市民生活に与える影響に関する質疑があり、「単身の年金生活者世帯への影響は大まかに数字を把握しているが、市内経済への影響は分析していない。今後とも安定的に水を供給していくためにはどうしても必要な料金改定であることの周知に努めていきたい」旨の答弁があった。

また、「市民負担の軽減を図るため、初年度の改定率を10%、2年目を15%、3年目で18.4%とするような段階的な措置はとれないか」との質問に対し、「10年間の事業計画と18.4%の料金改定を前提にしながら、市民負担の軽減が図れないか改めて試算したい」旨の答弁があったことから、次回の委員会で試算結果の報告を受けるため、審査を一時中止することとした。

(5) 11月17日の委員会では、当局から試算結果として、「初年度の改定率を10%にすると料金収入が約1億1,000万円の減額となるが、これを補うため減債積立金と建設改良積立金を充てることで平成28年度の経営は見込める。ただし、平成29年度の積立てが減額となり、同年度以降の損益勘定留保資金が約1億1,000万円減額となることが見込まれ、10%の改定率は平成28年度の1年間に限って可能な措置である」旨の答弁があった。

その後の審査において、2年目に15%の段階的措置を講じることが困難であることや、当局として水道料金改定に係る修正案を提出する考えがない

ことを確認した後、これらの議案について、委員から平成２８年度の水道料金に限り、１０％の改定率とする経過措置をそれぞれの議案の附則に追加するという修正案が出され、議案第１６２号及び議案第１６３号の修正議決をそれぞれ行った。